

全員協議会会議録

(質疑応答のみ)

令和3年9月14日

(開会宣言 午後1時30分)

議長 みなさん、こんにちは。ただいまより、全員協議会を始めます。

(挨拶)

それでは、町長挨拶をお願いします。

町長

町議長 (挨拶)

議長 ありがとうございます。

それでは、只今から全員協議会を開催します。

本日は議員全員が出席されております。

説明のため、町長、副町長、教育長、総務課長、住民環境課長、産業振興課長、教育委員会事務局長、関係課参事、課長補佐の出席を求め、また、説明のため、敦賀市市民生活部環境廃棄物対策課から寺谷課長、塚本施設建設推進室長 他2名の出席を求めました。また職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

本日の案件は、住民環境課から「敦賀市と美浜町との一般廃棄物共同処理について」、産業振興課から「がんばる美浜町事業者応援支援金について」、教育委員会事務局から「教育委員会自己点検・評価報告書の提出について」の3案件でございます。

始めに、「敦賀市と美浜町との一般廃棄物共同処理について」住民環境課からの説明を求めます。

住民環境課長

住民環境課長 (説明)

議長 説明は終わりました。ただいまの説明に関し質疑はございませんか。

川畑議員。

川畑議員 ごみ袋の件ですけど、まあ出来上がるまでまだ何年あるのかな。

5年か6年あるねんけど、その間のごみ袋というのは、美浜のごみ袋はどういうふうに対処するのかな。教えておくれ。

議長 住民環境課長。

住民環境課長 今、そのごみ袋を敦賀市さんのほうに合わせるか今のままするかというのを、ちょっと今検討している途中でございまして、この件につきましては、もう今月中にしっかりどういうふうにするかというような方針をして、来月に開催されます全員協議会において議

会のほうでも御説明をさせていただきたいと思っております。

議 長 川畑議員。

川畑議員 今、それ大体決まると言うけど、それ、決まったらずっと新しく出来上がってから何十年って続くごみの袋として使うということですか。

議 長 住民環境課長。

住民環境課長 新しい清掃センターができるまでの間、どういうふうにするかっていうのをこの度決めさせていただきたいなと思っております。新しい新清掃センターになりますとまた炉も違いますので、美浜町としてはその先についてはまた新たに見直しをかけていくというような考えも持っております。

議 長 川畑議員。

川畑議員 美浜町と敦賀市が共同でお金を出し合って造るんで、ごみ袋自体がまだ市町の別々の袋を使うということ自体がちょっと納得いكانのですけど、新清掃センターができたごみ袋は、敦賀市も美浜も使うのはこれですよ、我々が敦賀へ買物に行ったときもどこでもその袋がどこでも買えるような、今、美浜は美浜しか売ってないのがあれなんですけど、敦賀行ったらなかったというふうになると、まだそんなことしとるんかっていうことを言われる可能性があるんで。もし本当に決めるならずっとそのまま使うようなもんを作ってもらって、それをずっと永久に使うというようなやり方のほうが、コスト的にも安いんじゃないかと思うので、その辺ちょっとまた考えてくれませんか。

議 長 住民環境課長。

住民環境課長 おっしゃるとおりそこも含めて大事な点でございますので、しっかりと検討して決めていきたいと考えております。

議 長 川畑議員。

川畑議員 要は、10枚当たり敦賀は100円で買えるのね。美浜はその倍の200円かかるんですって。まだ、同じ炉で焼却するのに高いごみ袋を買わなあかん美浜の住民は納得するはずがないんですって。その辺のことも十分考えてもらって、新しいのを作ってほしいと思います。以上です。

議 長 ほかありませんか。

よろしいですか。

ほかにはないようですので、これで敦賀市と美浜町との一般廃棄物共同処理についての質疑を打ち切ります。

関係理事者の方は御退席いただいて結構です。

それじゃあ次に、がんばる美浜町事業者応援支援金について産業振興課からの説明を求めます。

産業振興課長
議長

(詳細説明)

ただいま説明が終わりました。ただいまの説明に関し質疑はございませんか。

山口議員。

山口議員

今の助成金というふうなことで援助していただくのは非常に結構やなと思っておるわけですけれども、新聞紙上ニュースでもそうですけれども、都会のほうでしたら申請をしたけれども、まだもらってないねやっていうのもたくさんある。美浜町の場合そんなことないだろうと思っはいるんですな。それと飲食店云々っていうのは、今の話、今のプレミアムのときもそうでしょうけど、やはり、予算を組んで少しでも売上げになるようにって私らも協力して買わしていただいたのは現実ですけれども、飲食店とか宿泊でなしにほかの事業のところで、僕、多分まだいっぱいあると思うんですけど、大概申請してもややこしいさかい、もうええわっていうようなことが、聞くこともようあるんです。僕は実際、僕やってないから知りませんけれども、そういうふう聞くことが多いです。これはどうですか、ちゃんとその申請するという面については、今のここにありますように何%の収入が減った云々、これは当然のことやと思うんですけど、ほかのことでの、もうややこしいどうのこうので、もうええ、私はもうええわっていうようなことの、そういうふうなややこしい申込みっていうのは、どんなふうですか。やってるほうとして、そんなことないよ、簡単なんだっていうものなのか、それ分からんもんですからちょっと聞かせてください。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

現在やって、事業所、申請とか上げていただいておりますが、サポート的なものをまた商工会のほうでもしていただいております。そこで、幾つか美浜の事業者さんも申請を上げてきているって県の

ものでございますが、実績もあります。そこで、商工会のほうでしっかりサポートをしていただく流れがあつて、結構、来られているのかなというふうに思っております。

どちらにしてもまた月々、月のその比較っていうことになりますので、それに関しましては、しっかりですね、その帳簿の整理をしていただいて比較できるようなもの、それをやっぱり整えてもらわないといけないっていうことにはなりますので、それを実施していただくということを前提になります。手続き的にはスムーズにいつてるかなというふうに思います。

議長
山口議員

山口議員。

それなら非常に結構なんですけども、そういうふうにして手続き云々で大変やということ、せつかく援助してあげようって言うておられても、もうええって言うようなことを聞いたりします。で、やっぱり、せつかくそういう意味で、予算を組んでコロナのための対策なんだというふうな形で町としてもそう考えていただいております。ことであるかどうかですよ、どうかひとつその点、今の観光協会がその飲食云々と一生懸命やっておりますわ、あれ。それ見ても大変やな、行っても思うぐらいなんですけど、そういうふうまでやっぱり事業者自体が大変だ大変だって言うに言えんところがあるんだろうと思いますけれど、そういうところをやっぱりもうちょっと、もうちょっとという言い方はおかしいですけど、どうか援助してあげて手続き一つについても先ほど課長が言うようなことで、どうかひとつその辺のことを努力していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

ほかありませんか。

寺田議員。

寺田議員

少しというか念のためにお尋ねしたかったんですが、事業者という概念を例えば法人格、株式会社、有限会社、その他の法人、あるいは個人で商売をしてはるいろんな方々、それは全ての事業者ということでしょうか。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

全て含めてと。

議長

ほかありませんか。

副議長。

副議長

制度の概要っていうところで、①、②とありますけど、これは県の制度も新聞にでかでかを書いてあったと記憶してるんですが、②のところはですね、ただし、飲食、宿泊業はというそういうただし書の部分はないわけですね、②については。その理由についてはちょっと私も勉強不足なんですけど、どうしてなのかわかりませんが説明していただけますか。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

考え方といたしまして一律には県の半分を支給するというところでございますし、50%以上減少しているその中の飲食、宿泊業、その部分に対してさらに上乘せをすると、そういった考えでございいます。

議長

それで、3割か50%のところは飲食がないのはなぜか、そこですよ。

産業振興課長。

産業振興課長

本当に苦しいっていいですか、50%以上の減のあるところに対して支援をするというような考え方でございます。

30%から50%未満っていうのは、県も当然支援がありますし、そこに対しては町も半分、一律の補填をさせていただくというところでございますし、ただ、50%以上の部分に関しましては、県と同額の支援をする、そういう考え方です。

議長

副議長。

副議長

今おっしゃったのは、こういう制度にしましたっていう制度の説明をしていただいたわけで、何でってことについてはお答えになっていないですよ。

例えば55%だったらば、10万円、飲食、宿泊業については50%、例えば仮に55%であれば、5万円じゃなくて10万円になるわけですね。ところが45%であれば、2万5,000円になるわけですよ。そこは5万円にしたらいんじゃないかなというふうに普通は考えてしまうんですけども、その必要はないというふうに判断してこの制度を作られたと思うんですが、どうしてなのかわからないのが知りたいんです。45と55で何で切るんですかと。そのただし書がない理由なんです。飲食、宿泊業に対する支援が必要

ないと考えてる理由なんです。それが知りたいんです。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

先ほどから申し上げているとおりでございますので、これはあくまでも上乘せ支援といたしまして、実施をするものでございますし、町の考え方として、特に困っておられる50%以上の減の、それも飲食、宿泊、そこに対して手厚い支援をしたいというのが考え方でございます。

議長

副議長。

副議長

例えば、30%から50%の範囲の飲食、宿泊業ってのはほとんどないんですわと。実際には飲食、宿泊業は50以上になるところが大半なんで、ほとんど①に該当しますというようなことだとか、そういう理由があるんだとああそうなのかなっていうふうには理解するんだけど、それであっても②のところ、ただし飲食、宿泊業は5万円って言葉を付け加えることはできるんでしょう、数少ないんならなおさら。出てくる金額は知れてるわけですからね。だから、ここにただし書のところをどうして消すのかなと。消す必要はないんじゃないという気がするんですけどね、②のところですよ。5万円という金額を入れたらいかんのでしょうか、これは入れる必要はないんやと、入れたら負担が大きいんやと、あるいは事業者にとってその必要はないと思うと。県で2万5,000円あるんだからということなのか、そこをちょっと教えてほしいんです。

何で②だけ消してあるのかなっていう理由を知りたいだけです。

僕は入れたほうが良いというふうに、ちゃんとした理由がないんなら入れといたらどうですかっていうことなんですけどね。

議長

答えられますか産業振興課長。

消した理由は50%の人は大変やけど、45%は大変じゃないということやね。

産業振興課長。

産業振興課長

当初、県のほうも30%から50%未満っていうのは、後から追加の支援で今回上がってきたものでございますし、今、町といたしますと、当初からあったところの50%以上の部分、その飲食、宿泊に関しては、県と同額という考え方でございますし、あと、追加で出てきた30%から50%未満というものは、そこでは、それだ

け50%以上にならないだけのそんな影響が少ないっていう見方をしたということになります。

議長 よろしいですか。

河本議員。

河本議員 申請についてなんですが、これは県にも申請書を出して美浜町にも申請書を出さないといけないんですか。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 当然、県と連携してということを考えてございます。

まずは県で申請していただいて、実際、その支援金を頂いている、そういったところも確認させていただいた上で、町が上乘せをするというの、県にも申請していただいて、その振込みしていただいた後、町にも申請していただいて、それを確認して、処理するという考え方でございます。

議長 河本議員。

河本議員 県に申請して、それを50%以上とか、30以上の50%未満とか、そういったのを県に出したものを証明できればええってことやね。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、そういうことになります。

議長 仲寫議員。

仲寫議員 今聞いてるとね、美浜町内の個人事業主は本当に難しいと思いますよ。だから、産業振興課が美浜町の個人事業主たちについても分かるようにひな形を作っておいて、こういうふうにするんですよ、そういうふうに変更しますよ。申請の仕方はこういうふうにするんですよという産業振興課がひな形を作ってくれたほうが個人事業主が聞きに行っても分かりやすい。変更します。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 まず県が先にやっております。その中でその申請のひな形であるとか、しっかり書いてございます。まずは県に申請をしていただくという流れ、そこから認められたものについて町が上乘せ支援をするとそういう考え方でございます。

しかしながら、町のもしっかりとサポートしてまいります。

議長 松下議員。

松下議員 やっぱり、今話が出てますように細かい話になってくると、サポ
ーがないと事業者としてはなかなか見極めにくいと思うんです。そ
ういう意味では商工会と連携して、そこへ行けばちゃんと教えてく
れて書類も書いてくれると、こういうサポートが具体的にないと難
しいのではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 現在もその10万円の分については、商工会のほうをサポートし
ていただいて、美浜町内事業者申請をいただいておりますので、そ
の流れで動けるかなというふうに考えております。

議 長 松下議員。

松下議員 そこはPRをぜひしていただきたいと。そうしないと、もうええ
わと、今、山口議員も言うところ、もうええわという部分も結
構おるんではないかなと思うので、そこは要望としてお願いしとき
ます。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 それに関しては、しっかりサポートしてまいりますし、どちらに
しても県の申請もそうですが、コロナウイルス感染症によるという
ところのやっぱり明確な理由も必要だっというふうに聞いておりま
す。また月々の比較ということになりますので、そこら辺は、個人
事業主でもしっかり分かるような、帳簿であるとか売上げの明細、
そういったものが当然必要になってきますので、その上で申請をお
願いしたいというふうに思っております。

議 長 崎元議員。

崎元議員 私のところも来ましたが、商工会からこういうやつがあります
よと個人業者全部配つとるんやね、これ。うちの家にもちゃんとか
ういう県のやつで、こういう申請書がありますよって商工会から来
とんねんけど。町からそなん出しとらんで、商工会からみんな出
すねんね、これ。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 現在の流れは県の実施事業について、商工会がサポートする形で
動いていただいておりますし、町も今の段階では県の事業をホーム
ページ等で紹介する、そういったことをさせていただいております。
今後、町の予算がつけば、しっかりそういったところをPRしてい

きたいというふうに考えております。

議長 ほかありませんか。

副議長。

副議長 先ほどの件で納得できてない、全然、私はね。

これは県がやる事業で、後から30%以上50%未満が出てきたんだとかいろいろないきさつを言われましたけども、美浜町としてもやっぱりコロナによって困窮してる事業者を支援したいという気持ち、その精神でやる制度ですわな。そういったときに、①で50%以上やったら仮に飲食業やってる方がいたとしてですよ、飲食業で①に該当する人、例えば55%60%売上げ減やわという場合には上乗せで10万円出すということですよ、①ですから。ところが45%やったら、同じ飲食業であっても40%でも45%でもそうですけど、50に行かなかったら2万5,000円ですわと。ちょっと違うと10万円と2万5,000円という町の支援金額に差が大きく出るんで制度上はね、完璧な制度っちゅうのはできないとは思いますが、ここも飲食業と宿泊業で困ってる方で50%まではいかんけれども、40%や30%減ったわというような方については、ここに5万円にしますわっていうふうにしたらいんじゃないかと私は思うんです。そのほうが町民なり事業者は納得されるんじゃないだろうかと思えますよ。50いったら10万ですわと。50未満やったら2万5,000円ですわと。その差って大きすぎませんか。そこに間があってもおかしくないんじゃないですか。それ入れたら町の負担としてはやりきれんほど大きくなるんですか。

僕はそれよりは住民の納得を得る制度にしたほうが良いというふうに私は思いますけどね。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。あくまでも上乗せ支援ということでございますし、一律には県の2分の1っていうのを出すというところが一つありますし、そこでさらに飲食、宿泊業者の50%以上減について、また町の特色を強く出すっていうところが今回の狙いということですので、そこは、御理解いただきたいなというふうに思います。

議長 副議長、御理解いただけましたか。

副議長 理解できないですね。皆さんどう考えられているか知らないです

けど、上乘せ上乘せって言うけど美浜町の制度としたらこれが何%なんだから、上乘せなんだから多少問題があっても知らないですけど、ということには、納得してくれからね。だから30から50の飲食業の間の方は、そんなに支援しなくていいんですって思ってるわけなんやな。他のところは一律にやるけど。

議長 発言は手を挙げて言ってください。

産業振興課長。

産業振興課長 30%から50%未満のその飲食、宿泊業者についてはどうでもいいという考えを全然持っておりませんし、そこについても全体として一律に支援するという考え方はここでお示しをさせていただいておりますし、さらに50%以上減というところに町は力を入れて支援をしたいとそういう考えでございますので、そこを御理解いただきたいなというふうに思います。

議長 河本議員。

河本議員 私も高橋議員がおっしゃるように②のところは5万円の支給をやったほうがいいんじゃないか、飲食業に関しては。飲食、宿泊業に関しては5万円の補助をやったほうがいいんじゃないかというふうに考えています。

あとは、商工会に入っている入っていないで、この制度が分かる分からないというそのPRのやり方ですね、そういったところで格差が生じないように行政としてもPRをしっかりやっていただきたいという思いでおりますけどどうでしょうか。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 当然、この算出については571事業者ということで商工会の会員ですと300余りっていうことになります。対象は広く見ておりますし、商工会のほうもサポートに関しましては、商工会の会員のみならず、来られた方にしっかりサポートするような体制を取っていただいておりますので、そこは大丈夫だと思います。

議長 ほかにありませんか。

よろしいですか。

ほかにないようですので、これでごんばれる美浜町事業者応援支援金についての質疑を打ち切ります。

産業振興課の方は退席いただいて結構です。

次に進めます。次に美浜町教育委員会自己点検・評価報告書の提出について教育委員会事務局から説明を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

(詳細説明)

議長

説明は終わりました。ただいまの説明に関して質疑はございませんか。

河本議員。

河本議員

15ページと16ページのところなんですが、歴史文化の伝承というところで、16ページの若狭国吉城歴史資料館の管理運営というところは、SSSで評価されてるんですけど、15ページのところの、国吉城址及び佐柿ゆかりの史跡、文化財の保存整備と活用というのはAからBに下がってるんですけど、ここって非常に何かリンクしててもいいんじゃないかなというふうに思ってるんですけど、何で一方はSに上がって一方はBに下がるんでしょうかね。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

ナンバー100、若狭国吉城の管理運営、これはSということでこちらのほうにつきましては、昨年度麒麟がくる等で国吉城の資料館のほうに1年間にわたりまして全国的にも周知をいたしたところで、非常に来館者が増えて年間1万人を2年連続で突破したということで、非常に成果的には高く評価するものがあったというふうに考えておりますが、95番のほうには国吉城資料館、奥のほうに和室等がありまして、いつもの年でしたらいろんな方々に、茶室やいろんな事業に活用していただいておりますが、今回はコロナということで、なかなかその辺の活用ができなかったということで評価的には、コロナのためで落ちるといのはちょっとあれかなと思うんですけど、評価といたしましては普通の評価、B評価というふうにさせていただいております。

議長

河本議員。

河本議員

それから11ページのところのナンバーで言うと16番、文化財を指定または指定を解除することというのがAからBに下がってるんですけども、これってどういう評価基準なんですか。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

元年度におきましては獅子塚古墳、あちらのほうに町史跡という

ことで指定させていただきましたが、昨年度は新たな史跡の指定というのはなかったということで、前年度と比べさせていただきました、普通っていうB評価というふうな評価をさせていただいております。

議長

河本議員。

河本議員

こういう文化財の指定ってというのは、頻繁に指定したりとか解除したりっていうことって、そうないと思うんですよね。それを何か毎年なかったからこれが下がる、あったから上がるってというのは、何か評価基準としてこれ必要ないんじゃないかなと思うんですけど、どう思いますか。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

今議員の言うたことで、私もそうなんですけど、また評価につきましては今後見直しも含め、ちょっと対応していきたいなというふうに思っております。

議長

ほかありませんか。

よろしいですか。

ほかにはないようですので、これで美浜町教育委員会自己点検・評価報告書の提出についての質疑を打ち切ります。

以上で本日の案件についての協議は終了しました。これをもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

(閉会宣言 午後2時01分)

全員協議会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

美浜町議会議長 竹仲良廣